

第5号様式(第7条)

合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書

栄町 指令第 号
年 月 日

補助対象者

様

栄町長



年 月 日付けで申請のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、栄町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付条件等

- (1) 補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了すること。
補助対象者は、上記の期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ町長に届け出て、その承認を受けること。
- (2) 承認事項
補助対象者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けること。
ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。
イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 事故報告等
ア 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了が困難な場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由を町長に報告し、その指示を受けること。
イ アの報告に基づき、町長が必要な指示を与えたときは、補助対象者は、直ちにその指示に従うこと。
- (4) 状況報告
補助対象者は、町長から補助事業の遂行の状況に関し報告を求められたときは、直ちに報告すること。
- (5) 工事の完成検査
補助対象者は、補助事業に係る浄化槽工事が完了したときは、速やかに、工事完了届兼完成検査願(要綱別記第9号様式)を町長に提出し、完成検査を受けること。
- (6) 実績報告
補助対象者は、補助事業が完了したときは、その完了後1月を経過した日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書(要綱別記第14号様式)を町長に提出すること。